会 報

23号



#### 函館の歴史的風土を守る会会報

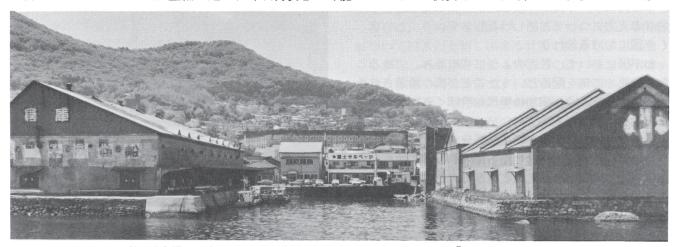
Ma 23 S 61.6.20 発行所 函館の歴史的風土を守る会 事務局 函館市五稜郭町43-9 五稜郭タワー株式会社内 電話 (0138) 51-4785

印刷社 双葉印刷 -7730番

# はしけ澗の保存を提言する

会長 今 田 光 夫

江戸時代、蝦夷地と北陸とを結んだ日本海航路は、天領米・藩米の輸送のため発達して、松前〜大坂の航路の開設となり、いわゆる北前船を生んだ。主役は弁財船とよばれた和船であったが、その盛期は明治の半ば過ぎまでであった。その前後から西洋型帆船が加わり、次いで汽船の時代に入り、経営の形態も、「買い積み」から「運賃積み」へと変った。汽船とはいっても、2・3 千噸級のものであったが、港湾の整備は遅れていたので「はしけ荷役」が行われていた。整備が進み「埠頭荷役」が可能となったのは戦後もしばらく経ってからのことである。



青函博会場に予定されている"緑の島"の加橋工事でなくなる「はしけ澗」 =

==---函館市大町

「はしけ荷役」を支えるには「はしけ澗」が必要であった。小樽運河はその好例で、運河ぞいに倉庫が立ち並び、離島・樺太航路を支え、小樽に繁栄をもたらした。 函館も例外ではない。岸壁に立ち並ぶ倉庫群の間には、堀が切り込まれ、荷役を助け、あるいは「はしけ澗」となっていたのである。

「はしけ澗」も、今では古はしけの墓場となり、水は汚れて淀んではいるが、かつては千島・カムチャッカ通いの船舶や外航船で賑わった繁栄のシンボル、「函館の原風景」にふさわしい。旅行者も市民も、これに懐旧と親愛の情をおぼえるのである。函館港の西域は水深が浅く近代的荷役の場とはならないだろう。したがって倉庫群の価値の低下は免れ難い。しかし、だからといって「はしけ澗」や前浜を埋立てて、倉庫群を裸にして孤立させてもよいとは連ながらない。歴史的遺構としての、また歴史的景観としての価値を失うことになるからである。

今堀を埋めて「緑の島」への架橋を作る話がある。 それは青函博の会場とするためである。青函博では大きな金が動くだろう。できればこれを機会に恒久的施設の一つも残したい。「緑の島」の泥土の上にはそれは作れない。青函博会場は他に求めるのが妥当である。 「湾岸道路」の末端は水面下を潜り、「はしけ澗」 や倉庫の前浜は埋立てられる。従って「はしけ澗」やその懸橋は失われ、倉庫群はそれだけ海浜岸壁から遠ざかる。百歩を譲って観光資源保存の立場に絞っても「自らの鼻を削り、耳を落す愚をすることなかれ」といっても言い過ぎとはならないであろう。最初の提案者でさえも言っている、湾岸道路建設計画の一部、特にその第三期工事(魚市場~ドック間)は廃案が妥当であると。時代とともに社会情勢も変化したのである。



はしけ澗をまたぐ七財橋のある風景も湾岸道路工事で埋立て られる

## 都市景観保存対策について (要旨)

函館市都市景観保存対策事務局長 佐 藤 敏 郎

#### (はじめに)

函館においてはここ十年たらず、全国的に見てもここ二十年くらいの間に"歴史的な町並みの保存"や"都市景観の保全・形成"といったことが多くの人々の関心を集めて来た訳ですが、函館市もそうした課題に対応すべく、この4月に「都市景観保存対策事務局」を設置いたしました。

事務局は今後、市民および地域住民の理解と協力を 得るなかで、西部地区の歴史的な景観を守り育ててい くための条例制定にむけて取り組んでいくことになり ますが、ここでは今日に至るまでの全国および函館に おける流れと、今後の作業を進めるにあたっての基本 的な考え方についてお話しいたします。

#### (全国における流れ)

わが国において、最近のように"町並み"であるとか、『景観』に気を配るといったことが広く論議されるようになったのは、昭和40年代も半ばくらいからのことのように思います。

自然保護や古都保存といった部分では、その以前から運動が進められていましたし、昭和41年の通称「古都保存法」の制定に見られるように、その成果もあった訳ですが、全体的には昭和30年代後半からのいわゆる高度経済成長の中で、都市化・近代化が進み "スクラップアンドビルド"といった風潮が支配的だったと思うのです。

それが昭和40年代の半ば頃から、自然環境の保全や 緑化と並び、歴史的環境の保全に対する市民の関心の 高まりと、条例制定など市町村独自の行政施策を示す 事例が多く見られるようになります。

また "都市デザイン"の分野においても、横浜市を 筆頭に、まだ各都市の公共施設整備の限られた範囲で はありましたが、魅力ある都市景観の形成に対する取 り組みが見られるようになります。

そして昭和50年代に入り、"ゆとり、や"うるおい、が求められ"文化の時代、"地方の時代、と言われる中で、都市景観は次第にひとつの大きな行政課題になってきました。

地方自治体においても、昭和40年代後半には自然環境保全や緑化推進に関する条例を次々と制定する一方 歴史的環境保全に関する条例も多く見られるようになります。

また、昭和50年に改正された文化財保護法による伝統的建造物群保存地区制度を活用し、歴史的環境の保全策をとる例も順次増え、昨年時点で19市町村22地区におよんでいます。

さらに、公共施設整備の範ちゅうにとどまっていた 都市デザインの分野においても、昭和55年に改正され た都市計画法・建築基準法による地区計画制度や、条 例・要綱などにより、一般の建築物に対して指導・誘 導策をこうじる自治体が増えてきています。

国においても、各省庁で関係する事業を次々におこしているほか、昭和59年には建設省に「都市景観懇談会」を設け、具体的な施策の検討に入っているということで、「都市景観」という視点だけから捕えると、とても大きな流れとなって、今、動き始めているという感じがします。



北海道新聞函館支社提供 講演会場風景

### (函館における流れ)

そうした全国的な流れの中で、函館においても昭和 40年代の後半には、自然保護の分野で活発な取り組み がなされ、昭和49年に緑化条例の制定を見ています。

それは、函館山という市民全体の大きな財産があったからだと思うのですが、もうひとつの大きな財産である西部地区を代表とする歴史的環境や景観についての意織は、市民的にも行政内部においても、なかなか関心が持たれてこなかったように思います。

それが昭和53年に、旧渡島支庁庁舎の野幌移転問題 に端を発し「函館の歴史的風土を守る会」が発足する あたりから様子が変わってきたように思うのです。

マスコミ紙上においても、各種研究機関の報告においても、西部地区の歴史的環境について取り上げるものが多く見られるようになります。

そして、昭和55年には第3回全国町並みゼミが小樽で開催された後、函館に移動して開かれ、同時にトヨタ財団の研究報告会も開催され、多くの市民の関心をよびました。

以後、元町公園や北洋資料館の問題をはじめ、多く の問題が市民の方々から提供され、いろいろ論議され ていく中で、その歴史的な環境に対して、市民の間で も行政内部においても認識が深められていったと思い ます。

その間の行政の対応については、すでに結果として 現われているものも多いので多くは述べませんが、昭 和55年に庁内に「西部地区歴史環境街区等推進連絡会 議」というプロジェクトが発足し、現在まで多くの課 題を庁内的な横の連携をはかりつつ検討・整理してき ました。現在①西部歴史的環境街区の整備、②ウォー ターフロントの整備の検討、③緑の島の整備、④開港 記念館(旧イギリス領事館)の整備、という4つの課 題について調査・検討を続けております。

#### (今後の作業を進めるにあたって)

さて、以上のような流れの中で、とりわけ西部地区 の歴史的な環境に対する保全策を具体的にとり進めて いくために「事務局」が設置された訳ですが、その作 業を進めるにあたっての基本的な姿勢について、三点 ほど申し上げたいと思います。

第一点は、市民および地域住民の方々と行政とが同 じ認識を持つこと、西部地区についての共通した理解 をつくっていくということです。

歴風会の方々をはじめ、市民の間には深い理解を持 った方が多くおられる訳ですが、それが市民全体とな るともう少しという気がしますし、地域住民の方々に おいても、さらに行政内部においてもそれは同様だと 思うのです。

第二点は、その共通した認識と理解の上で、地域住 民も市民全体も納得したかたちで施策を進めていくと いうことです。

例えば、市民全体がそうすべきだと思うことでも、 当事者である地域住民や建物の所有者等、実際に生活 をしている方々の立場から考えると、必ずしも一致し ないことがある訳で、そういうことは西部地区におい ても充分に考えられることだと思うのです。

第三点は、施策を進めるに際しては、市民全体の協 力をいただきたいし、いただける状況をつくっていく ということです。

市がやれることにはおのずと限界があります。それ をみなさんの力をお借りしながら、一歩一歩進めてい きたいし、知恵もお借りしたいと思うのです。

以上三点ほど申し上げましたが、基本的には市民と 地域住民と、そして行政とが相互に理解し合いながら 一体となって函館の顔である西部地区の歴史的な環境 を守り育てていく、そういう状況をつくっていくとい うことが、一番大切なことだと思っています。

それは条件の制定作業においても同様であり、同じ 姿勢でのぞみたいと思います。



末広町界わい

最後に、その条例についてです。

現在は、その研究段階ということで、具体的な内容 についてはまだお話し出来る状態ではありません。

しかし、その基礎となっているのは、今まで行なっ てきた各種の調査報告です。昭和57・58年度の伝統的 建造物群調査、昭和58年度の住環境整備調査等、西部 地区についてはいくつかの調査報告がなされています が、その中でそれぞれが提言を受けています。それら 専門家の方々からの提言は、大筋で一致していまして それを基礎に現状と照らし合わせていく作業から始め ようと思うのです。

その一致している点といいますのは、地区全体に建 物の高さに対する何らかの規制なり誘導が必要ではな いかということと、地区全体 はゆるやかなものとし て、重要な地区や街路ぞいの建物については少しきつ めの規制・誘導をしていく、という段階的な規制を考 えてはどうかということ、そして一番重要な部分は伝 統的建造物群保存地区の指定をしていく、そういう内 容で言われている訳です。

その意味で、現在一番参考になるのは、神戸市の都 市景観条例だと言われています。神戸市の特徴は、全 市を対象に総合的な都市景観行政を進めることを条例 化してい点と、もうひとつ、都市景観形成地域という 少し広めの地域の中に伝統的建造物群保存地区を指定 している点にありますが、広い面積を持つ函館の西部 地区においても、全域に規制の強い伝統的建造物群保 存地区を指定する訳にもいきませんし、段階的な規制 ・誘導をしていこうとすれば、ある程度神戸市のやり 方が参考になると言われる訳です。

以上、現時点で条例についての考えをまとめますと (1)各種報告書で言われている提言を基礎に現状と照ら し合せて、②神戸市等の先進都市の事例を参考にしつ つ函館にふさわしいものに、という2点であり、今後 より具体的な検討を行なってまいりたいと思います。

函 都 景 昭和61年6月6日

函館の歴史的風土を守る会会長 今 田 光 夫 殿

函館市都市建設部長 丹 藤 玲 一

## 「函館の歴史的風土を守る会」総会に おける質問に対する回答について

先般、開催されました貴会総会におきまして、ご質問のございました七財橋の計画につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

ご質問のございました七財橋の計画につきましては、 現在の函館港港湾計画によりますと、湾岸道路第3工 区の建設に関連して、七財橋付近を埋立てし、緑地化 とする計画になっております。

しかしながら、この計画につきましては、昭和71年 度以降の実施を予定しているところでございます。

したがいまして、現段階におきましては、まだ具体的な計画が策定されているところではございませんが当該ウォーターフロント地区は、歴史的に見てもさらには景観上から見ましても、函館市にとりまして貴重な地域でございますので、今後の社会・経済情勢等を勘案しながら湾岸道路の見直しと合わせ、総合的に再検討してまいりたいと考えている次第でございます。

(上記の回答は講演会の折、参加者から七財橋周辺取りこわしについて質問がありました。)〈原文のまま〉

## 事務局だより

- ★61年5月24日 61年度定期総会(於五島軒本店) 60年度 事業・決算報告、61年度事業計画・予算等 承認されました。総会で今田光夫会長を選出
- ★総会に先だち、都市景観保存対策について講演会を しました。講師は、さる4月1日、市役所内に新し く誕生した部局、函館市景観保存対策事務局長 佐 藤敏郎氏、参加者70名、建築士会々員、地域住人等 から、質問・意見が寄せられました。
- ★全6月12日 運営委員会で下記の役員が会長より委嘱されました。(以下アイウエオ順 敬称省略)
- **顧** 問 和泉雄三・大野和夫・奥平忠志・須藤隆仙 永野弥三雄・若山徳次郎
- **副 会 長** 会田金吾・落合治彦・田尻聡子・高瀬則彦 浜島国四郎
- 監 事 中村金兵衛・進藤進水
- 運営委員 石井 満・上貞幸丕・小川幸一・加賀谷京 子・上谷俊夫・佐々木正子・佐渡谷安津雄 清野恒夫・豊山孝雄・永田史朗・浜田昌夫 藤田 郁・古川満寿子・宮本寿子・宮本十 三日・村岡武司

事務局長 工藤光雄

## --- 堀割を残して---

55年、函館市街地地図を見ると9ヶ所の堀割(はしけ澗)があった。61年から65年迄の第7次港湾整備5ヶ年計画によると、万代阜頭・駅桟橋の裏側(朝市の横)と相馬倉庫の堀割がなくなる。更に70年代になると七財橋の堀割も含め、輝かしい明治開港時の面影はすべて散えてしまう様だ。西部の町並みと一体をなす歴史的景観としてのウオーターフロントが埋め立てにより直線の岸壁に変るとは、残念なことである。ドックや北洋漁業も計画時点と異り、様変りしている。今後駅桟橋の活用を含め、時代の状況に即した計画の見直しを是非お願いしたい。

## ••• おしらせ •••

★7月上旬、ハリストス正教会が修復工事のため、テントで覆れます。函館の顔を当分(約2年余)の間 見れません。完成時の麗姿を期待します。

さて、ハリストス正教会修復に、私共市民のささや かな善意をおとどけしたいと思い、下記要領でチャ リティーをします。ご参加お待ちします。

## =ひとときの「別れを惜しむ会」=

- 会場 元町ガーデンハウスチャチャ(教会の山側隣)
- 日 時 6月29日(日曜日)午後2時から8時迄随時
- 会 費 2,000円 食事・飲物を含む
- 主 催 ナショナル・トラストを語る会函館の歴史的風土を守る会
- 連絡先文雅堂(杉並町)電話 52-2826今田会長42-5174当日会場でも可
- ★会津/大内第9回全国町並みゼミ がやってくる 日時 7月19・20・21日
  - 19日 午後から会津若松市民会館で開会セレモニー 全日 東山温泉泊り
  - 20日—東山温泉で全体会議 午後大内宿へ移動し 分科会 大内宿々泊
  - 2121日―総括終了後、蔵の町、喜多方と城下町米沢 町並みツアー

くわしくは、田尻まで 電話 57-2200

### 会費納入のお願い

60年・61年度未納の方、よろしくお願いします。 郵便振替 — 函館 6 3 0 又は拓銀昭和通支店 — 0 2 6 - 2 9 3 - 4 0 7 宛先は、函館の歴史的風土を守る会 住所は、千代台町 2 0 - 1 8 です。

編集 田尻